

国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 都市計画変更に伴い、高さの基準の設定及び見直しを行うとともに、調整会の運用等の見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案

国立市まちづくり条例（平成 28 年 3 月国立市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 21 条第 1 項の規定による届出を行った大規模開発構想に係る大規模開発事業について、事業者が正当な理由なくこの節の規定による大規模開発事業に関する手続を休止し、当該休止の日から 2 年を経過する日までに手続を再開しないときは、前項の規定による中止の届出があったものとみなす。

第 39 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 27 条の規定により事前協議書を提出した開発事業について、事業者が正当な理由なくこの節の規定による開発事業に関する手続を休止し、当該休止の日から 2 年を経過する日までに手続を再開しないときは、前項の

規定による廃止の届出があったものとみなす。

第47条第7項中「審議会」を「調整会委員」に改める。

第48条第1項中「調整を」を「調整が」に、「を打ち切った」を「が打ち切られた」に改める。

別表第2第二種中高層住居専用地域の項所在地の欄中

「北二丁目」を「北二丁目2～11、13～15、18、19、28、29、31～33番」に

改め、同表第一種住居地域の項を次のように改める。

第一種住居地域	市道富士見台第6号線沿道	60 / 300	22 m	28 m
	市道南第15号線沿道	60 / 300		
	都道256号沿道	60 / 300		
	国道20号沿道	60 / 200		
	国立都市計画道路3・4・5号線沿道	60 / 200		
	国立都市計画道路3・3・2号線沿道 (都道256号北側)	60 / 200		
	都道20号沿道	60 / 200		
	市道南第26号線沿道 (都道20号沿道を除く。)	60 / 200	19 m	25 m

付 則

この条例は、公布の日から施行する。